

平成二十四年五月十一日受領  
答弁第二一一一号

内閣衆質一八〇第二一一号

平成二十四年五月十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出国の重要文化財を所有する宗教法人の破産に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出国の重要文化財を所有する宗教法人の破産に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の事案については、御指摘の重要文化財が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）等に基づいて適切に保存されるよう、政府としても注視し、関係地方公共団体と情報の共有を図るとともに、必要な対応を検討してまいりたいと考えている。

四について

文化財を後世に継承することは重要であると考えており、その保存が文化財保護法等に基づいて適切に行われるよう、政府として、引き続き、必要な支援に努めてまいりたい。